

副本

令和元年（ワ）第172号

違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名

被告 久 和 進 外4名

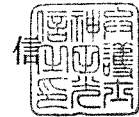
令和2年5月20日

準備書面（3）

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正 夫



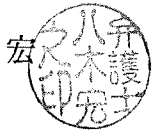
同

池 田 秀 雄



同

八 木 宏



同

川 島 慶



原告らの令和2年2月26日付け第6準備書面及び同日付け第7準備書面については、以下のとおりである。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」という。

#### 第1 原告ら第6準備書面について

原告らは、第6準備書面において、令和元年6月18日付け訴状第3「回復することができない損害が生ずるおそれ」（13ないし16頁）と同旨の主張を繰り返しているところ、答弁書15頁において述べたとおり、原告らは、本件原子力発電所において重大事故が発生することについて、憶測による単なる危惧の念に基づき主張するに過ぎない。

本件訴訟は、人格権に基づく運転差止訴訟ではなく、会社法に基づく株主差止訴訟であるから、原告らが主張立証すべきは、放射性物質放出の危険性ではなく、被告代表取締役らの善管注意義務及び忠実義務違反と評価できる具体的事実であるところ、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故について訴状や第6準備書面において原告らが縷々述べる主張は、何ら被告らの善管注意義務及び忠実義務違反を基礎付ける具体的事実ではない。

すなわち、答弁書12ないし14頁において述べたとおり、被告らは、電気事業法、エネルギー政策基本法、原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をはじめとする関係法令及び定款を遵守するとともに、社内外の専門的知見を有する者の意見を尊重し、原子力規制委員会における他の原子力発電所の新規制基準適合性確認審査の状況や新たな知見を把握し先行して対処するなど規制当局の指導等を踏まえ、適法かつ適切に業務を執行

しており、福島第一原子力発電所事故を踏まえた「安全強化策」及び新規制基準を踏まえた「安全性向上施策」に関する工事を進めるとともに、新規制基準適合性確認審査の完了、すなわち「発電用原子炉施設に放射性物質の有する潜在的危険性を顕在化させないための対策が適切に講じられていること」（乙15の120頁）の確認を経た上で、本件原子力発電所の運転を再開することとしていることから、代表取締役としての会社に対する善管注意義務及び忠実義務を尽くしており、差止めの要件たる「法令若しくは定款に違反する行為」（会社法360条）が生じる余地はない。

付言すると、原告ら第6準備書面の内容は、金沢地方裁判所に係属中の人格権等に基づく本件原子力発電所の運転差止訴訟（平成24年（ワ）第328号、平成25年（ワ）第59号）における平成26年2月17日付け原告ら第16準備書面（乙43）とほぼ同一であり（ひいては関西電力大飯発電所3、4号機運転差止訴訟（名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決・判例時報2413・2414合併号71頁。請求棄却・確定）における平成25年12月17日付け原告ら第10準備書面（乙44）とほぼ同一である。）、この点からも、本件訴訟が、会社法360条に基づく株主差止訴訟の名を借りて、原子力発電に反対する個人的な主義主張の達成あるいは反対運動の拡大を図るために提起されたものであって、株主差止訴訟の趣旨、目的を逸脱するものであることは明らかである。

なお、原告らは、「四国電力伊方原発において（略）核燃料プールの冷却が43分間も停止するトラブルが生じたように、電源が喪失し核燃料の冷却ができなくなる原因は、地震に限られないことから、いつ何時、本件原発において過酷事故が起こるかわからない。」（原

告ら第6準備書面23頁)とも主張するところ、四国電力伊方発電所において使用済燃料貯蔵プールの安全性に影響はなかったとされていることから(乙45)、原告らの主張は前提を欠くものである上、本件原子力発電所において使用済燃料貯蔵プールの安全性が確保されていることは答弁書23頁で述べたとおりである。

以上に述べたとおり、原告ら第6準備書面の各項目は、被告らの善管注意義務及び忠実義務違反を基礎付けるものとは到底いえず、個別の認否又は反論の必要を認めない。

## 第2 原告ら第7準備書面について

原告ら第7準備書面の内容は、要するに、本件訴訟外における被告の発言等を殊更に論じ立てるに過ぎず、被告らの善管注意義務及び忠実義務違反を基礎付ける具体的事実でないことは明らかである。よって、反論等の必要を認めない。

念のため付言すると、原告らは「変な判決」との語句のみを殊更に強調するが、当該発言全体を引用すると、「更田委員長の御指摘は十分承知しているつもりではありますが、もちろん我々としても、こんな安全の取組をやっています、しっかり安全確保をしていますという説明はするわけですけれども、受け取る方として、原子炉を運転するに足る一定の水準が確保されているかどうかというのは、1つは、国がどういう判断をされているかというのはやはり大きな水準になると見えています。最近は変な判決がありましたですけれども。それはさておきまして、基本的には地域の方なんか、国の審査、非常に世界一厳しいと言われる審査をクリアしているというのは、客観的な安全性の水準としては、非常に御理解が得られやすい水準だと私は思っております。」(乙46の21頁)というものである。

つまり、当該発言は、事業者である補助参加人が、自ら地域に対し本件原子力発電所の安全性を説明することを明らかにした上で、「原子炉を運転するに足る一定の水準が確保されているかどうか」について「国がどういう判断をされているかというのはやはり大きな水準になる」、すなわち原子力規制委員会による新規制基準適合性確認審査における科学的、専門技術的判断が重要であると認識しているところ、四国電力伊方発電所3号機運転差止仮処分抗告審決定（広島高等裁判所令和2年1月17日決定。同年2月19日、保全異議及び執行停止申立）は、「一定の水準が確保されている」とした原子力規制委員会の判断と異なる決定を行った点において、自己の認識とは異なっている旨を述べたものに過ぎないことは一見して明らかである。

したがって、「司法の判断を著しく軽視し、裁判所を愚弄している」（原告ら第7準備書面2頁）などとする主張は全く当たらない。

なお、原子力発電所の設置、運転にかかる訴訟や仮処分においては、原子炉等規制法に基づく科学的、専門技術的判断が尊重されているところである（最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁参照）。

### 第3 結語

これまでの原告らの主張は、いずれも、徒に訴状における主張を繰り返すもの、または、本件訴訟の争点と無関係の主張を述べるものに過ぎず、被告らの善管注意義務及び忠実義務違反を基礎付ける具体的事実を主張立証したものは到底いえない。

よって、原告らの請求は速やかに棄却されるべきである。

以上